

静岡県公安委員会規則第15号

聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年8月17日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則（平成6年静岡県公安委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(聴聞の主宰者)</p> <p>第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主宰する警察職員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 生活安全部人身安全対策課理事官又は管理官、生活安全部生活保安課許可事務指導管理室長又は許可事務指導管理室管理官、<u>交通部交通企画課管理官、交通部交通指導課理事官又は管理官</u>、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官、静岡県警察西部運転免許センター管理官<u>及び</u>交通部運転者教育課管理官の職にある者</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(聴聞の主宰者)</p> <p>第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主宰する警察職員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 生活安全部人身安全対策課理事官又は管理官、生活安全部生活保安課許可事務指導管理室長又は許可事務指導管理室管理官、<u>交通部交通企画課企画指導管理官及び交通事故統括分析管理官、交通部交通指導課交通捜査室長、静岡県警察放置駐車対策センター管理官、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官、静岡県警察西部運転免許センター管理官並びに</u>交通部運転者教育課管理官の職にある者</p> <p>(6) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。